第２編　各災害に共通する対策編

○ 災害はこの計画で取り上げた種類にとどまらず、極めて多種多様である。従って、それらの災害に対する対応の用に供するため、次に多くの災害対策に比較的共通する事項を記述するものである。

第1章　災害予防

第１節　災害対策の推進

第１　各種事業・計画に基づく対策の実施

○ 災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、地方公共団体、関係事業者等と連携しつつ、河川、海岸、道路、港湾、空港その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む)、農地防災事業（北海道におけるものに限る)、都市の防災対策事業及び道路・港湾・建築物の防災対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。

○ 国土交通省防災・減災対策本部において、防災・減災が主流となる社会の実現に取り組むため、国民の命と暮らしを守る施策パッケージとしてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」について、あらゆる関係者と連携し、国民目線に立って、施策の着実な推進を図るとともに、災害対応のふりかえり（検証）を通じた、施策の更なる強化・充実に努めるものとする。

○ 「自然災害リスクコミュニケーション推進会議及び水災害リスクコミュニケーション推進室の設置に関する訓令」（令和３年国土交通省訓令第１７号）に基づき、自然災害リスクコミュニケーション推進会議において、自然災害に関するリスクを題材として、行政機関に加え、民間企業や住民も含むあらゆる主体が、相互理解の下で信頼・実感に基づく役割分担を構築するために複数の主体間で行うコミュニケーション（自然災害リスクコミュニケーション）に関する施策の総合調整や関係部局等との連絡調整等を行い、自然災害リスクコミュニケーションの総合的かつ一体的な推進に係る事務を行うものとする。

○ 災害対応力の向上を図り、自然災害による被害を軽減するため、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、防災行動とその実施主体を時系列で整理し、各

機関との役割分担を明確にした防災行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成するものとする。

○ また、災害対応のふりかえり（検証）を通じて、改善策を検討し、必要に応じてタイムラインに反映させるなど、防災行動や災害後の対応を継続的に改善・充実していくとともに、平時からタイムラインを活用した防災訓練や研修等を実施し、タイムラインの効率的かつ効果的な運用の向上に努めるものとする。

第２　主要交通・通信機能強化

○ 主要交通機能の強化を図るため、道路、港湾、航空等の基幹的施設の整備に当たっては、各施設等の耐震設計、既存施設等の耐震化の推進、液状化対策を推進するとともに、大都市圏環状道路等の整備を含めた交通ネットワークの多重性・代替性の確保に努めるものとする。また、発災時における人流、物流の途絶が被災地の災害応急対策の実施に致命的な支障をきたさないよう、また、全国規模での輸送活動に大きな影響が生じないよう、各交通施設の間の連携の強化等により、陸・海・空にわたる複数の輸送モード及び輸送ルートからなる多重性・代替性の確保に努めるものとする。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。

○ 基幹的な通信施設の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

第３　都市の防災構造化の推進

(1) 市民に支えられた防災都市づくり

○ 公民協働による災害に強い都市づくりを目指して、地方公共団体にとって使いやすく、かつ住民にとっても分かりやすい法律、予算等の枠組みの整理と制度の充実を図るとともに、市民の防災意識の醸成やその主体性を引き出すため、地方公共団体における行政情報の提供、主体的な地域住民のまちづくり活動への参加に対する支援等を促進するものとする。

(2)　防災都市づくりの計画的推進

○ 防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」及び立地適正化計画において都市の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」の策定を促進するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」の策定プロセスにおいては、災害危険度の公表を始めとする行政情

報の提供を促進するとともに、その実施に当たっては市民のまちづくり活動への参画、並びに関連事業の重層的実施等を積極的に支援するものとする。

○ 「防災都市づくり計画」及び「防災指針」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。

(3)　避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設の整備

○ 避難路、延焼遮断帯、緊急輸送道路として機能する道路整備を推進するものとする。

○ 地形、地質、水系等の自然立地特性を踏まえ、幹線道路や河川、港湾等の連携を図りつつ、広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断帯、災害復旧活動の支援拠点や復旧資機材・生活物資等の中継基地等となる都市公園等の系統的かつ計画的な配置を推進するものとする。

(4)　防災上枢要な地域における建築物の不燃化

○ 防火、準防火地域の計画的指定について必要に応じて助言を行うとともに、特に避難場所、避難路、延焼遮断帯等都市の骨格となる防災施設周辺等都市防災上枢要な地域においては、都市防災総合推進事業等により建築物の不燃化を促進するものとする。

(5) 安全な市街地の整備等

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の集中立地を促進し、相互の連携により、地域の防災活動拠点となる安全な市街地の整備を推進するものとする。

(6) 市街地の防災性向上のための緑とオープンスペースの確保等

○ 「緑の基本計画」に基づいた系統的かつ計画的な都市公園の整備、特別緑地保全地区の指定や積極的な緑地協定の締結、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業等による低・未利用地を活用した多様な緑地の整備等を推進することにより、延焼遮断、市街化の進展防止等、市街地の総合的な防災性向上に資する緑地の体系的な保全・整備を図るものとする。

○ 土砂災害の危険性が高い山麓部の斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携を図りつつ、より総合的かつ一体的な緑とオープンスペースの確保を推進するものとする。

(7)　防災上危険な密集市街地の整備

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律を踏まえ、防災機能の確保を図る都

市計画制度の導入、建替えの促進、老朽木造建築物の除却、土地の権利の移転を円滑に行うことができる制度の活用、地域住民による市街地整備の取組みを支援する仕組みの活用や都市再生機構のノウハウの活用等について必要に応じた助言を行うものとする。

○ 防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の既存の面的整備事業等の活用や、建築物の共同化・不燃化、道路・公園・緑地等の地区公共施設の整備等多様な事業を総合的・一体的に推進するものとする。

(8)　消防活動に資する施設等の整備

○ 消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するものとする。

○ 河川水等を緊急時の消火・生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を推進するものとする。

○ 防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。

(9)　石油コンビナート等特別防災区域等における災害対策

○ 石油コンビナート等特別防災区域等における災害から周辺市街地の安全性を確保するため、防災緩衝地帯として緑地等の設置及び隣接市街地の耐震不燃化を促進するものとする。

(10)　災害に対して強い大都市圏の実現

○ 災害に対して強い大都市圏の整備を図るため、防災拠点及びその周辺の敷地整備等を行う地域一体型防災街づくり（広域防災街づくり）推進事業を推進するとともに、大都市等における都市の防災性の強化に関する調査・検討を行う。

第４　道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

○ 激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路のミッシングリンク解消及び４車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進め、発災後おおむね１日以内に緊急車両の通行を確保し、おおむね１週間以内に一般車両の通行を確保できるよう、災害の発生に対して代替路となる経路の確保を目指すものとする。

○ 災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高めるものとするとともに、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易な IC の増設等による地域との連携強化などにより道路ネットワーク機能の向上を図る。

また、都市内道路についても多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備を図るも

のとする。

○ 道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施するものとする。

○ 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、経済産業省、総務省が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図るものとする。

○ 鉄道事業者及び道路管理者に対し、災害時の管理方法として、関係機関との連絡体制の整備、長時間の通行遮断の解消に向けた手順や情報提供の仕組み等を定めた対処要領の作成、定期的な訓練実施等を義務付ける踏切道を指定し、災害時の的確な管理の促進を図るものとする。

第５　土砂災害に対する安全性の確保

○ 土砂災害のおそれのある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備に加え、警戒避難体制に必要な各種センサー等の設置及び流木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域について警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定め、又建築物の移転の勧告等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 避難場所、避難路、都市間を結ぶ重要交通網、防災拠点、住宅・建築物等の保全等を考慮した総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

○ 土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。

○ 災害等の恐れのある箇所について、調査・法指定を行い、法に基づく災害予防上必要な措置を講ずるとともに、適正な土地利用が図られるよう、あらかじめ土砂災害警戒区域等についての情報提供を行うものとする。

○ 大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、無人化施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、地方支分部局においてあらか

じめ策定するものとする。

また、これを迅速、効果的に実施できるよう地方支分部局において、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

第６　住宅・建築物等の安全性の確保及び指導

○ 地方公共団体の防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携を強化し、地域防災計画、立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優遇措置等の対象となる立地を限定し、安全な立地に誘導するとともに、災害の危険性の高いエリアにある既存住宅の移転を誘導する。

○ 災害の防止に寄与する住宅等への建替えに対する融資、地すべり又は急傾斜地の崩壊による被害を受けるおそれのある家屋の移転等を容易にするための融資、がけ崩れ等による災害が発生するおそれが著しい区域において災害の発生を未然に防止するための融資及び宅地造成に伴う災害を防止するための融資を実施する際の具体的な実施方法等について、必要に応じ住宅金融支援機構に要請するものとする。

第７　盛土等に伴う防災措置

○ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可制度、都市計画法に基づく開発許可制度等の適正な運用を図り、擁壁や排水施設の設置等、災害を防止するため必要な措置が講じられるよう、必要な支援・助言を行うものとする。

○ 盛土等の安全対策を推進するにあたっては、各関係制度を所管する関係府省庁、地方公共団体で緊密に連携を図るものとする。

第８　交通運輸事業者の防災マネジメントの推進

○ 交通運輸事業者に対し、災害からの早期復旧・再開を図るため、被災時の被害を軽減するための災害予防と応急対策に加え、「事業継続」の取組を促進することとし、各々の交通運輸事業者の取組については運輸安全マネジメント制度の下で評価・助言等の支援を行い、運輸防災マネジメントの導入促進を図るものとする。

第９　鉄道施設の安全性の確保及び指導

○ 鉄軌道事業者に対し、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

第10　港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化

○ 災害時に緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等

取扱施設との距離等にも配意しつつ、臨海部防災拠点マニュアル等に基づき整備及び適切な管理・運営を促進する。

○ 非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾ＢＣＰの改善等の災害対応力の強化に取り組む。

○ 災害時の陸路分断等において、“みなと”の機能を最大限活用して海上輸送による救助・救援や物資輸送等の災害対応支援を行うため、各地域で、船舶を活用した防災訓練の実施などの取組を推進するものとする。

○ 自然災害発生時において、災害対応に必要な情報を迅速かつ正確に一元化し、的確かつ早期の意思決定を支援する防災情報プラットフォームを構築する。

第 11　航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化

○ 既存施設の耐震強化等を行うとともに、災害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

○ 災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された空港 BCP (A2(Advanced/Airport)-BCP)に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による空港 BCP の実効性の強化に努める。

第 12　避難場所・避難路等の確保・整備

○ 河川、海岸堤防の管理用通路、河川舟運の活用や、緊急用河川敷道路の整備、砂防事業、地すべり対策事業、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業、水道事業、下水道事業、港湾事業等により整備されるオープンスペースの活用を推進するものとする。

○ 都市基幹公園等の広域避難場所となる都市公園、近隣公園・地区公園等の一次避難場所となる都市公園等については、幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ、その機能に応じた適切な避難圏域を設定するとともに、住民以外の被災者の支援についても考慮した上で、体系的かつ計画的な配置・整備を推進するとともに、関係機関との十分な連携を図り、地域防災計画への位置づけを推進するものとする。

○ 避難場所に住民が歩いて安全に到達することができるよう十分な幅員を有する道路、緊急避難階段、緑道等の整備を推進するほか、必要に応じて高速道路の道路管理用施設の緊急連絡路等としての活用を推進するものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者の管理する施設、土地について避難場所としての活用の可能性を検討するよう指導する。

第 13　防災拠点の確保・整備

○ 道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有

する公共・公益施設を集中整備し、相互の連携により、安全な市街地の整備を防災街区整備事業、土地区画整理事業等により推進するものとする。

- 災害発生時に避難場所あるいは災害応急対策活動の拠点として物資輸送の基地やヘリポート等として活用できる河川防災ステーション、緊急用船着場、海岸・港湾の防災拠点、道の駅、交通広場等の整備を推進するものとする。さらに、道の駅等交通施設において、自家発電設備、備蓄倉庫等の設置など、必要に応じて災害応急対策活動を支援するための機能を確保するものとする。また、半島部のような地形的制約がある地域や直轄国道がない地域へ迅速な支援が実施できるように、災害時における「道の駅」の有効活用に必要な仕組みについて検討する。
- 高速道路のサービスエリア、道の駅等を防災拠点として活用するため、関係機関と連携し、検討を進める。
- 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、高付加価値コンテナの配備・活用等、その機能強化に努めるものとする。
- 内陸部において河川舟運等を活用した防災拠点を形成するために、主要大河川と幹線道路、鉄道等の結節点付近に河川防災ステーション等を核として、地方公共団体、関係機関等の事業を総合的に実施し、広域的な避難場所の確保、救援活動の拠点、復旧資材の運搬拠点等のための内陸防災拠点の形成を図るものとする。
- 災害発生時の復旧・復興本部、救援・救助部隊、電気・水道・ガス等のライフラインの復旧部隊等の支援拠点や、復旧のための資機材・生活物資の中継基地等、広域防災拠点・地域防災拠点としての機能を有する都市公園等の整備を推進するものとする。
- 広域避難場所、一次避難場所、避難路、延焼遮断緑地帯、広域防災拠点、地域防災拠点となる都市公園等については、防災公園等としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備、耐震化を推進するものとする。なお、これらの施設の設置に際しては、配置、内容、管理方法等について関係機関と十分な連携を図るものとする。
- 防災公園としての機能を有する都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等と連携した機能発揮が可能な地域への設置を推進するものとする。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備を推進

し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図るものとする。

- 防災性能の向上、バックアップ機能の確保、食料・水等の備蓄、情報の受発信基地等中枢防災活動拠点としての機能の向上を図った官庁施設を、地方公共団体施設との連携を図りつつ整備し、地域の中枢防災拠点の形成を推進するものとする。
- 本省、地方支分部局等の庁舎が被災し、使用できなくなった場合に備えて、庁舎の代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、国土交通省全体を統括する中枢としての機能を有する本省の庁舎については、立川広域防災基地等との連携にも配慮しつつ地方支分部局によるバックアップ体制の整備を含め、代替機能の確保方策を検討する。
- 大都市地域等の既成市街地において、住宅市街地総合整備事業により、良質な市街地住宅の供給と併せて、防災活動の拠点として機能する住宅街区の形成を図るものとする。
- 木造家屋が密集した地区や中高層建築物の老朽化した地区等、災害時における危険性の高い地区において、防災街区整備事業、市街地再開発事業等により災害に強い建築物の整備や災害時に救援、救助、避難等の地区防災活動の拠点となる施設の整備を推進するものとする。
- ヘリコプターによる情報収集活動を円滑に行うため、ヘリポート等の活動拠点の確保、ネットワーク化に努めるものとする。
- 基幹的広域防災拠点について、緊急物資輸送ネットワーク機能を強化するため、指定行政機関や港湾関係団体と連携した訓練の実施等を通じて、運用体制の強化を図るものとする。
- 地域福利増進事業の制度の普及を図り、地域における所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備を促進するとともに、所有者不明土地の管理不全状態の解消等の取組を推進する。

第 14　ライフライン対策の推進

- 災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体としてライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を上下水道一体となって推進するものとする。
- ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導するものとする。また、可能な範囲で復旧事業の執行に係る手続きの簡素化を図るものとする。
- 河川水等を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、雨水貯留施設、階段護岸、取

水用ピット、せせらぎ水路等の整備を図るものとする。

第 15　要配慮者対策の推進

○ 老人ホーム、病院等の施設を土砂災害等から保全する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を重点的に推進するとともに、要配慮者に配慮した判りやすく迅速な災害関係の情報伝達など警戒避難体制の整備・強化を図るものとする。

○ 避難場所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消するなど、バリアフリー化を推進するものとする。

第 16　農地防災等の推進

○ 北海道においては、荒廃山地の復旧及び予防治山事業、防災林の造成事業、保安林の整備事業、造林事業、保安林、保安施設地区及び土地改良事業の施行または計画の決定がされている地域及びこれらに準ずべき地域に係る地すべり防止事業等の計画的な推進を図るとともに、防災ダム、堤防、農業用用排水施設、農道、林道、漁港施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 17　廃棄物処理施設等の整備等の推進

○ 北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。

第 18　防災に関する広報・情報提供等

○ 災害発生時において適切な判断及び行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制及び施設、設備の整備を図る。報道機関や通信会社、ポータルサイト・サーバー運営業者と協力し、所管の交通施設等の被害状況や利用可能な程度、公共交通機関の災害に関する情報、鉄道・飛行機等の運行（航）状況、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者による被災者等への支援対策の実施状況等に関する情報を被災者を含む国民に提供するための体制の強化を図る。また、発災時等に被災者等からこれらの情報についての問い合わせがあった場合に的確な対応ができるような体制の整備に努める。

○ 災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を関係機関及び住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

○ 道路施設の被災防止に資するため、災害に至る可能性が発見された場合には必要に応じて、道路利用者への速やかな情報の周知を図るものとする。

○ 土砂災害を防止するため、土砂災害警戒区域等の住民への周知体制及び警報等の伝達体制の整備を図るほか、必要に応じて都道府県等に対し警戒避難体制の確立に関する必要な指導・

助言を行うものとする。

○ 広域避難場所、一次避難場所、避難路となる都市公園の機能、利用方法等について、関係機関との連携により、非常時の円滑な利用のための住民等への情報提供の実施について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 道路交通の混乱を防止し、迅速な避難誘導を図るため、道路状況に関する情報を関係機関と協力し、道路利用者、地域住民に対して提供するものとする。

○ 在日外国人・訪日外国人旅行者に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、伝わりやすい表現で多言語化する等の環境の整備を図るものとする。

第２節　危機管理体制の整備

第１　情報の収集・連絡体制の整備

○ 発災時等に災害応急対策の実施に関し必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、省内（本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。）及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。

○ 災害発生時の情報の収集、連絡、分析体制を、夜間、休日の場合も含めて対応できるよう、役割分担を明確にしてあらかじめ整備しておくとともに、その周知を徹底するものとする。

○ 大規模災害発生時における迅速かつ確実な災害情報の収集及び連絡の重要性にかんがみ、勤務先に参集することが必要な職員をあらかじめ指名しておくなど、体制を整備しておくものとする。

○ 道路情報モニター制度、道路緊急ダイヤル等の活用を図るなど、沿道店舗、住民や道路利用者等の協力により情報収集体制を強化するものとする。

○ 災害発生時における迅速、確実、効果的な災害対応を確保するため、地方支分部局は、初動体制に関するマニュアルを整備するなど適切な対応を行うものとする。

○ 非常参集者の宿舎は、交通機関が途絶することを考慮し、勤務先の近傍に確保するよう努めるものとする。

○ 非常参集者の宿舎には、移動通信機器の配備を進めるとともに、情報伝達、参集体制を充実、強化するよう努めるものとする。

○ 災害による停電等に対応するため、河川、海岸、砂防、道路の公共施設管理用のマイクロ回線設備及び光ファイバ網設備（以下、「専用通信設備」という。）には非常用発電設備や蓄電池設備等により電源を確保することとする。道路状況等の地域特性等を踏まえ、重要拠点設備は原則として７日間以上、他の設備については３日間以上にわたる電源を確保するものと

し、必要な燃料等の備蓄や設備の整備を行うものとする。さらに、長時間の停電に対応できるよう、燃料の調達手段、補給、運搬体制の整備を行うものとする。

○ 防災ドクター制度の充実を図り、専門家による分析体制の強化を図るものとする。

○ 職員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、庁舎が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導マニュアルの整備等を図る。

○ 被害情報及び応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達システムのＩＴ化に努めるものとする。

第２　通信手段等の整備

○ 災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設、情報提供装置等の整備を推進するため、次の施策を実施するとともに、運用に関する規定等の整備や定期的な点検の実施等により、災害時において円滑かつ有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備するため、省内関係者への移動通信機器の貸与等の措置を講じる。

・ 災害に関する各種の情報を迅速に収集・把握し的確な対応を行うため、マイクロ回線設備と光ファイバ網設備を相互にバックアップする統合化・強化を図り専用通信設備の信頼性を向上させ、移動通信システム、衛星通信システム及びヘリコプター搭載型衛星通信システム、統合災害情報システム（DiMAPS）の整備等、総合防災情報ネットワークの整備を図るものとする。

・ 災害による通信回線の途絶や災害現地との通信回線の設営等に対応するため移動通信システム、衛星通信システムの通信機材の整備を計画的に推進するものとする。

・ 地方整備局等は、災害現地における機動的な情報収集活動を行うため、災害対策用ヘリコプター、パトロールカー、港湾業務艇及び災害対策用機械等の情報収集・連絡用の機材等について必要な整備を推進するものとする。特に、災害対策用ヘリコプターについては、ヘリコプター活用に関するマニュアルを整備の上、災害発生時に迅速な活用を図るものとする。また、災害対策用ヘリコプター、災害対策用機械等により収集した災害現地の画像を迅速かつ的確に特定本部等に伝送するシステムの整備を図るものとする。

・ 災害現地の情報収集を行うため、雨量計、監視用カメラ等を利用した映像伝送システム、非常通報装置等の機器を計画的に整備するものとする。

・ 関係機関と連携を図り、一般被害情報、公共施設被災情報等、総合的な防災情報を収集、

共有するシステムの整備を図るものとする。

・ 道路利用者への適切な情報提供を行うため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図るものとする。

・ 土砂災害に関する警戒避難の速やかな実施に資するよう、観測機器の設置等土砂災害予警報システムの整備及び災害時だけではなく平常時から土砂災害関連情報を住民と行政機関が共有するシステムの整備を推進するものとする。

・ 河川、海岸、砂防、道路、港湾、上下水道の公共施設管理の高度化、効率化のため、公共施設管理用の光ファイバ網等情報通信基盤の整備を推進するものとする。　なお、この光ファイバ等を災害発生時の緊急連絡用として地方公共団体との通信確保に利用できるように必要な措置を行うものとする。また、ＧＩＳについても開発・整備を推進し、公共施設の被害情報の把握及び提供が迅速かつ的確に行えるようにするものとする。

・ 監視用カメラ等の情報収集設備や河川情報表示板、道路情報表示板等の情報提供設備のうち重要な設備については非常用電源設備の設置など停電対策の強化を図るものとする。

・ ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するため、その確保に努めるとともに、その設置場所を周知しておくなど災害発生時において有効に活用できる体制を確立しておくものとする。

・ 特定本部等による円滑な防災活動を行うため、防災情報を迅速かつ的確に収集・分析・提示できる情報システム等を備えた国土交通省防災センターの整備を推進するものとする。

○ 関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。

○ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置を図るものとする。

第３　関係機関との連携

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、日頃から警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と連絡調整を行い、関係機関相互の連絡体制、各種の災害に応じた応急対策等への役割分担について、充分な協議を行っておくものとする。

○ 重要港湾以上の港において「水際・防災対策連絡会議」を設置し、平時より水際・防災対策

について関係者間の情報共有を図るとともに、非常時に連携して即座に対処するための体制を構築するなど、関係者間の連携強化を図るものとする。

第４　応急復旧体制等の整備

○ 迅速かつ適切な応急復旧や二次災害の防止のため、被害状況の把握、復旧工法、市町村等が行う住民避難等に関する技術的な指導・助言を行うために必要な技能を有する職員・専門家の登録、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者への派遣体制の整備を図るものとする。

○ 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備えとして、所管施設の緊急点検、被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な排水ポンプ車、照明車等の災害対策用機械の整備計画を作成し、これに基づいて計画的な整備を行うとともに、その運用に関する規定を整備するものとする。なお、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

○ 応急仮設住宅について、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、業界団体に対し、都道府県から建設要請があった場合には速やかに対応できるよう準備を要請するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。

○ 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。なお、全省的な総合力、即応力の発揮が出来るように体制等の整備に努める。

○ 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会等の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携し、て、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るなど事前の備えを推進するものとする。計画の作成にあたっては、対象とする災害、地域、路線等を適切に定めるものとする。また、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

○ 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携し

た復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

○ ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

○ 応急復旧用資機材の備蓄を推進するとともに、資機材のデータベース化等による資機材の備蓄をもつ事務所等の有機的な連携や備蓄基地の整備を推進するなど全国的な備蓄基地のネットワーク化を図るものとする。

○ 緊急時の応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、事前に人員の配置、資機材の提供、調達体制、相互の応援体制の整　備に努めるものとする。

○ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設産業の担い手の確保・育成を図るため、技能労働者の適正な労務費の確保と行き渡り、建設キャリアアップシステムの普及・活用による処遇改善、工期の適正化や施工時期の平準化による働き方改革等に取り組むものとする。

○ 被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用することに努める。

○ 下水道管理者が民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕を行うとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等を行うことができるよう支援する。

○ 無人化施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。

○ 大規模災害発生時における地方支分部局間の支援を迅速かつ的確に実施するため、地方支分部局はあらかじめ、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、「応援計画」や「受援計画」もしくは、同様の内容を含む計画を整備するなど相互の応援体制を確立しておくものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が迅速に活動できるよう、事前に人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動の体制・機能の充実・強化を

図るものとする。

○ 円滑な応急対策を行うため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災、散逸を防ぎ、閲覧を容易にするため資料の電子情報化、複製の別途保存を行うよう努めるものとする。

○ 応急仮設住宅の建設に要する資機材について、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達、供給体制を整備しておくものとする。

○ 地方整備局等は、各所管施設毎に災害時の緊急点検に関する要領等を定めるとともに、ヘリコプターによる調査に関するマニュアルを整備するものとする。

○ 各省庁と連携し、災害応急対策活動に必要な官庁施設等の被害情報の収集を行い、迅速な応急措置を講ずるための連絡・調整体制の確立を図るものとする。

○ 災害応急復旧活動等の支援拠点となる都市公園、河川敷、港湾緑地等のオープンスペースの活用について、あらかじめ関係機関との調整を図り、支援体制の整備を図るものとする。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導して、不特定多数の者が利用する所管の旅客施設等について以下のような応急体制の整備に努める。

・ 発災時等における利用者の避難誘導に係わる計画を作成する。計画の内容については、避難者、帰宅者の集中・殺到や混乱の発生にも十分に配慮したものとなるようにする。また、避難誘導計画の内容を旅客施設等で業務に従事する職員に周知徹底するとともに、避難路等については、旅客施設等内に掲示することにより、利用者に対して明示する。このほか、職員を対象に発災時等を想定した避難誘導に係わる訓練を実施する。

・ 旅客施設等内で負傷者が発生した場合に備えて、地方公共団体、警察・消防、近隣の医療機関と協力して、緊急連絡体制、搬送体制等を整備する。

○ 発災時に、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の管理する施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ適切に行うため、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、相談窓口を設置し、復旧に必要な技能を有する職員の確保、復旧用の資機材の整備、復旧に必要な技能を有する職員や資機材等の相互融通を含めた事業者間の広域的な応援体制の確立等について指導・助言する。

○ 被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため，地方公共団体，公共交通事業者，有識者等と連携し，災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導，代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。

○ 都市再生緊急整備地域及び主要駅周辺の滞在者等の安全と都市機能の継続性を確保するため、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備、退避施設への誘導、災害情報等の提供、備蓄

物資の提供、避難訓練の実施等を定めた都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成し、官民連携による都市の安全確保対策を進める。

○ 水道事業者が民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕を行うとともに、災害の発生時においても水道の機能を維持するため、仮設配管その他の必要な資機材の整備等を行うことができるよう支援する。

第５　緊急輸送の実施体制の整備

(1)　緊急輸送ネットワークの整備への協力

○ 防災基本計画に基づき国及び地方公共団体が発災時等を想定した緊急輸送ネットワークに係わる計画等を作成する際には、関係省庁とともに、災害に対する安全性を考慮しつつ作成されるよう協力する。特に、海上輸送、航空輸送を含めた輸送ルートの多重化、避難及び物資の調達・供給等と緊急輸送との連携等が盛り込まれるよう留意する。

○ 本省及び地方支分部局、地方公共団体、運送事業者等の関係機関により構成される地域ブロック単位での協議会など多数の機関が参画する場を設置し、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備等について協議し、それらを推進するものとする。輸送拠点として活用する運送事業者等の施設に対して、非常用電源設備・非常用通信設備などの設置に係る支援もあわせて推進する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送ネットワークを構成する所管の輸送施設（港湾、空港等）及び輸送拠点（トラックターミナル等）について、耐災害性の確保を図るよう指導・助言する。

○ 地方公共団体が、緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設として臨時ヘリポート（場外離着陸場）を予め指定する際には、発災時等における効果的な利用が可能となるよう、適切な助言を行うものとする。

○ 発災時に人員、物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、緊急輸送ネットワークに係わる計画の策定に際し、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、被災地への輸送及び被災地内の輸送に係わる実施体制の整備、異なるモードを含めた事業者間の協力体制の構築等について指導・助言する。

○ また、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との間で、発災時等における緊急輸送の依頼手順、輸送供給能力、費用負担等を内容とする協定の締結が促進されるよう必要な指導・

助言を行う。

(2)　関連情報の整備保存等

○ 平素から緊急輸送ネットワークを構成する輸送施設、輸送拠点の概況、地方公共団体と関係公共機関、関係事業者との協定締結状況、事業者別・地域別の車両、船舶及び航空機の保有状況等に関する情報の整備保存に努める。

第６　代替輸送の実施体制の整備

○ 関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、交通施設等が被災し本来の機能を維持できなくなった場合にも、被災地内の輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に大きな支障が生じないよう、代替輸送の実施体制の整備を図る。

○ このため、代替輸送について第一次的な責任を有する関係公共機関、関係事業者に対しては、陸上における迂回ルートや代替輸送手段の確保、海空の輸送ルートの増強及びこれらに係わる事業者間の協力体制の整備等について予め検討するよう指導する。また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港については、他のモードや他の地域からの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を検討する。

第７　二次災害の防止体制の整備

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、危険箇所の把握・監視、危険の発生が切迫した場合の関係者への通報、倒壊のおそれのある施設の除去等に係わる計画の策定、資機材の備蓄等により二次災害を防止するための体制の整備に努める。

第８　後方支援体制の整備

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、災害時の職員及びその家族の安否の確認体制を整備しておくものとする。

○ 本省、地方支分部局等の庁舎の耐災害性の強化、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努める。

○ 特定本部等の運営に必要な食料、水、燃料等の備蓄は、原則として最低３日分を確保するよう努めるものとする。

○ 災害対応が長期に及んだ場合の職員の交代要員の確保に関する体制を整備しておくものとする。

○ 関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテル等を活用した被災者等への宿泊施設や炊事・入浴サービス等の提供体制の整備について検討を図るよう要請する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアの受入の可能性がある

分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援の受入の可能性がある分野について予め検討し、対応方針を定めておくものとする。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

○ 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と調整の上、海外からの支援を受け入れる場合において、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう必要な措置について検討する。

第 3 節　災害、防災に関する研究、観測等の推進

○ 災害に対する事前の対策技術、発生後の復旧技術、災害の発生予測技術等、災害による被害の発生防止または軽減を図る観点から、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者のほか、独立行政法人、大学、民間研究機関、海外研究機関とも協力して、防災に関する研究開発の推進を図るとともに、研究により得られた成果を速やかに防災への施策に反映させるものとする。

○ 防災に関し、次に掲げる事項に関する研究、観測等の推進を図るものとする。

- 地震及びこれによる災害
- 津波及びこれによる災害
- 暴風、豪雨及びこれらによる災害
- 豪雪及びこれによる災害
- 火山活動及びこれによる災害
- 干ばつ、異常低温及びこれらによる災害
- 濃霧及びこれによる災害
- 岩盤崩落及びこれによる災害　等

○ 研究のより一層の充実を図るため、所管の研究機関における研究用の資機材及び装備の高度化、専門の研究者の育成等を図る。また、研究機関相互間における研究者及びデータの交流、共同研究の推進等に努める。

第 4 節　防災教育等の実施

第 1　防災に関する研修等の実施

○ 防災に関する専門的な知識の習得及び災害発生時における的確・迅速な対応能力の向上を図るため、国土交通大学校及び地方整備局等において模擬演習等のより実践的な研修を適宜取

り入れた防災研修体制を確立し、防災業務に関係する職員の研修を強化するものとする。

- 職員に対して、災害発生時に適切な措置をとり得るよう関係法令、実務等に関する講習会、研究会等の実施又はその指導を行うものとする。
- 市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、地方公共団体の災害対応能力の向上に努めるものとする。

第２　防災知識の普及

- NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。
- 防災知識の普及に当たっては、関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等のマス・メディア、インターネット、国土交通省関係機関誌等の活用、防災に関する図書、ビデオ、パンフレット等の作成・発行、ポスター、横断幕、懸垂幕等の掲示等に努めるものとする。
- 大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。
- 交通機関、交通施設内で被災した場合の対処要領等を作成し、広く一般国民に配布する等に努めるものとする。
- 水防月間、がけ崩れ防災週間、土砂災害防止月間、河川愛護月間、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、建築物防災週間、雪崩防止週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。
- 防災に関する講演会、シンポジウム等の開催やキャンペーン運動を適宜実施するとともに、関係団体等との共催等についても参画するものとする。
- 地域の実情に応じて、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。
- 防災知識の普及を図る際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮す

るよう努めるものとする。

○ 住民や訪問者が、居住地や滞在地の自然災害リスクをまちなか等で認識できるよう、「災害リスク標識の設置及び活用に関する基本的な方針」に基づき、災害リスク標識の設置及び活用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

第３　人材の育成

○ 被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団員等の人材の育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。

第５節　防災訓練

○ 災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、関係行政機関及び地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。なお、訓練の実施にあたっては、計画段階から多数の機関が参画する枠組を活用するなど、救援活動等を実施する関係機関との連携強化の推進に努めるものとする。

○ 訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明確にし、以下の事項及びその他訓練実施主体毎の特性に応じた事項に留意し実践的な訓練を実施するものとする。

・ 非常参集

一斉伝達装置及び当該装置の使用ができないことを想定した場合の電話等による呼集、交通機関の運行（航）状況に対応した居住地近傍出先機関への参集、参集途上での移動通信機器等の利用等、実践的な訓練を実施するものとする。

なお、非常参集に関する訓練は、本計画で扱う災害のうちいずれかを想定し、年に１回以上行うものとする。

・ 情報の収集・連絡

災害発生時の状況を想定し、災害情報や交通施設及び所管施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

また、災害発生時の通信の確保を図るため、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の関係機関等との連携による通信訓練に参加するともに通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取入れた実践的通信訓練を定期的に実施するものとする。

・ 災害対策本部等の設置運営

迅速な初動体制の確立のため、非常本部あるいは地方支分部局において設置される災害対策本部等の設置、本部会議の開催・運営等に関する訓練を実施するものとする。

・　応急対策

所管施設に関する応急復旧工事や二次災害防止対策等が災害状況に即応して円滑に実施されるよう訓練を実施するものとする。

・　複合災害対策

様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

○　訓練後には評価を行い、得られた改善点については、災害対応業務に活かすとともに、次回以降の訓練の充実を図るものとする。

○　さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練を実施に努めるものとする。

○　防災訓練は、逐次その訓練内容を高度かつ実践的なものとするように努める。

○　関係省庁、地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加する。

第６節　再発防止対策の実施

○　災害原因の調査を行う場合には、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を適切に実施するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

○　災害が発生した場合、被害情報を迅速、広域的に収集・連絡するものとする。この場合、概括的な情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行うものとする。

第１　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報等の把握・連絡

○　地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。

(2)　被害情報の収集・連絡

○　地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、災害発生後、施設被害等の情報を迅速に収集、相互に連絡するものとする。地方支分部局は、概括的被害情報、ライフライン被

害の範囲に関する第１次情報など緊急に必要な情報は災害発生後直ちに本省に連絡し、以下順次、内容、精度を高めるものとする。

○ 本省内各局は、地方支分部局、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者より所管事務に係る被害状況、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、一般被害の状況等を収集し、特定本部等に報告するものとする。

○ 特定本部等は、所管施設の被害に関する第１次情報等で、緊急に報告を要するものについては、直ちに国土交通大臣をはじめとする幹部に伝達するとともに、総理大臣官邸にも連絡するものとする。

○ 特定本部等は、本省内各局より報告を受けた被害情報等を必要に応じ内閣府、総理大臣官邸、関係省庁に連絡するものとする。また、災対法に基づく特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下この編において「政府本部」という。）の設置後 は政府本部に連絡するものとする。

○ 特定本部等は、関係省庁の被害情報・対応状況、政府としての対応状況等に関する情報を適宜本省内各局、地方支分部局に連絡するものとする。

○ 応急対策活動情報に関し、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

○ 特定本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通信車等の派遣、官民の提供する衛星リモートセンシングデータの活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。

○ 被害情報等の収集・連絡に当たっては、窓口の一元化に留意し、現地等における災害対応等に支障をきたさないよう特に配慮するものとする。

(3)　災害対策用ヘリコプター等による情報収集

○ 地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星リモートセンシングデータ、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。

○ 災害により甚大な被害が発生した場合、特定本部等は、維持管理を行う地方整備局等に対し、災害対策用ヘリコプターの出動準備を直ちに指示するとともに、当該地方整備局等と飛行ルート等について調整の上、速やかに当該ヘリコプターの出動を指示するものとする。なお、特定本部等からの出動指示がない場合でも、当該地方整備局等の判断により出動させること

ができるものとする。

○ 災害により甚大な被害が発生した場合、地方整備局等が災害対策用ヘリコプターを緊急に必要とする場合、その旨特定本部等に要請するものとする。特定本部等は要請があった場合は、当該ヘリコプターの維持管理を行う地方整備局等に対し、出動を指示するものとする。

○ 災害対策用ヘリコプターの運航は、ヘリコプターの運航に関する規定によるものとする。

○ ヘリコプターにより取得する情報として、映像情報のほか、統合災害情報システム（ＤｉＭＡＰＳ）と連携したヘリサット画像の活用など、災害対応において多面的な活用を図る。

○ 地方整備局等が他地方整備局等の衛星通信システムの出動を要請する場合には、その旨を特定本部等に報告するものとする。特定本部等は、必要に応じ出動調整を行うものとする。

○ 災害直後の航路、泊地等の被害状況（海中障害物による航行障害）については、必要に応じ港湾業務艇により調査を行うものとする。

第２　通信手段の確保

○ 災害発生直後直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

・ 直ちに専用通信設備等情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた設備の復旧を行うものとする。また、専用通信設備等情報通信設備の点検は、電気通信設備の点検に関する基準等によるものとする。

・ 移動通信システム、衛星通信システム、携帯電話、衛星携帯電話等を活用し、緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

第２節　活動体制の確立

○ 本省及び地方支分部局では、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

○ 非常参集者及び非常参集の方法については、別に定める「災害時等における国土交通本省の防災体制について」等によるものとする。

○ 地方支分部局は、地方支分部局防災業務計画及び初動体制に関するマニュアルで定めるところにより、非常参集を行うものとする。

○ 本省、地方支分部局等の各レベルにおいて、警察、自衛隊、消防、気象庁、海上保安庁、地方公共団体等関係機関と充分に連携を図り応急対応を行うものとする。

○ 地方整備局等は、状況に応じ、被災地方整備局等に対して人的、物的な応援を各地方整備局等がそれぞれ作成する地方整備局等間の応援に関するマニュアルに基づき行うものとする。

○ 被災地方公共団体に対する地方支分部局の災害応援については、地域防災計画等に基づき速

やかに実施するものとする。

第３節　政府本部への対応等

第１　関係省庁連絡会議

○ 大規模な災害発生時に、災害及び被害の第１次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて開催される関係省庁連絡会議に職員を出席させるものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、現地調査団に職員を派遣するものとする。

第２　政府本部

○ 政府本部が設置された場合、本部員、あるいは事務局要員として職員を派遣し、災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 政府の現地対策本部が設置された場合、本部員として職員を派遣し、現地における災害応急対策の総合調整に関する活動を実施するものとする。

○ 被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団に職員を派遣するものとする。

第４節　災害発生直後の施設の緊急点検

○ 国土交通省所管施設の管理者は、災害発生後、次の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、防災エキスパート制度等により、公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用するものとする。

(1)　河川管理施設等

○ 災害発生直後に、河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の緊急点検を実施するものとする。

(2)　道路施設

○ 災害発生直後に、あらかじめ作成された基準等に基づき、道路パトロール等により緊急点検を実施するものとする。

(3)　港湾施設

○ 災害発生直後に、港湾管理者と連携しつつ、港湾施設の緊急点検を実施する等、被害情報の収集に努めるものとする。

(4)　航空施設

○ 災害発生直後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、航空管制施設等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。

(5)　都市施設

○ 都市公園の点検を実施するとともに、避難場所、避難路、防災拠点等となる都市公園においては、消防、救援、避難、応急復旧活動等が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

○ 水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

○ 下水道については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行うものとする。

(6)　官庁施設

○ 官庁施設、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講ずるものとする。

○ 官庁施設の構造体、建築設備等の点検を行うとともに、地方支分部局間及び本省庁間を通じて各省庁より施設被害情報の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

第５節　災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

○ 応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置するものとする。

○ 必要に応じ、関連業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行うものとする。

○ 国土交通省の保有する機械については、応急工事を施工するものに対して、必要に応じ、無償貸付を行うものとする。

○ 被災地方公共団体が、災害応急対策を実施するに当たり、必要な資機材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めた場合において要請または要求がなくても、必要な資機材の供給を開始するものとする。

○ 地方整備局等は、防災備蓄基地のネットワークの整備に関する計画に基づき、復旧資機材の活用を行うものとする。

第６節　災害発生時における応急工事等の実施

○ ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に関する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する。

○ 都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における実施体制その他の地域の実情を勘案して、実施することが適当である

と認められるときは、その事務に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

- 被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は，応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。
- 非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。
- 所管施設が被災した場合や土砂災害が発生した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工又はその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工するものとする。
- 被災鉄軌道等の早期復旧のため，「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する連絡調整会議」等を通じて、鉄軌道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。
- 激甚な災害が発生した場所には、係官を現地に派遣し、総合的な応急対策及び応急復旧工法について指導するものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し、指導・助言を得るものとする。
- 必要に応じて応急工事の実施状況について、関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。
- 必要に応じて無人化施工機械の活用を図るものとする。
- 車両からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- 地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、被災した交通施設等の迅速な応急復旧を行わせる。

第７節　災害発生時における交通の確保等

第１　道路交通の確保

- 道路施設について、自転車やバイク等の多様な移動手段及び UAV（無人航空機）の活用による現地調査の実施や、道路管理用カメラ等の活用及び官民が保有するプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努めるとともに、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
- 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災地方公共団体等他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施する。
- 官民ビッグデータによる災害実績データシステムを活用し、緊急輸送ルート等の通行可否情報、被災による通行不能区間に対する迂回ルート等の情報を防災関係機関に提供する。
- 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。
- 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- 道路管理者である都道府県及び市町村、臨港道路の管理者である港湾管理者に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- 都道府県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断するものとする。
- 民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供するものとする。
- 併せて、経路情報等の収集を行うＩＴＳスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握するとともに道路利用者にその情報が道路利用者に確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し，ビーコン，ＥＴＣ２．０，情報板，インターネット等により迅速に情報提供する。
- 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し，交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導，代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し，被災地域の

安定的な人流・物流機能の確保に努めるものとする。

第２　海上交通の確保

○ 開発保全航路、緊急確保航路等について、早急に状況調査を行い、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、航路啓開等を行い、航行の安全確保に努める。

○ 災害発生時における住民避難や緊急物資等の輸送を確保するため、港湾管理者と連携を図りつつ、港湾施設の被害状況を早急に把握し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。

○ 建設業者等との間の応援協定等に基づき、航路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第８節　緊急輸送

第１　基本方針

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは、被災地方公共団体からの要請があった場合には、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、陸・海・空によるあらゆる輸送手段を利用し、かつ被害の状況・緊急度・重要度を考慮した緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講じるものとする

第２　関係事業者等に対する要請、調整

○ 必要に応じ、又は政府本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、関係公共機関、関係事業者に対し、緊急輸送への協力要請を行う。さらに、要請によっていたのでは緊急輸送の円滑な実施に特に大きな支障があると認められる場合には、法令の定めるところにより、国土交通大臣の輸送命令を発し、緊急輸送に従事させる。

○ 関係公共機関、関係事業者による緊急輸送の実施状況を的確に把握するとともに、被災地方公共団体若しくは政府本部からの依頼に基づきまたは必要に応じて自ら、事業者間、輸送モード間の輸送分担、緊急輸送物資の受け渡し等についての調整を行う。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行う事が困難な場合においては、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。なお、必要に応じ、関係事業者等に対する要請、調整を行うものとする。

○ 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油可能な給油所の情報等を緊急輸送に従事する運送事業者へ提供するよう努める。

第３　緊急輸送に対する支援

○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許可手続の簡素化・迅速化等法令の弾力的な運用を図る。

○ 緊急輸送が安全に実施されるよう、所管の輸送モードについて安全性を確保するために必要

な措置を講じる。特に、救援活動に従事する小型航空機の運航の安全確保には、十分留意する。

- 原子力災害時に緊急避難輸送に従事するバス事業者等に対しては、放射線防護上必要な情報に留意した輸送活動をすること、避難輸送に使用する車両及びその乗務員についてスクリーニング及びその結果に応じた除染が行われることが伝達されるよう、関係機関と相互に緊密な情報交換、連絡を行う。
- 複合災害等により車両の給油に制約がある場合には、関係省庁等と連携し、給油が可能な給油所の情報等をバス事業者等へ伝達するとともに、関係機関と相互に緊密な情報交換、連絡を行う。

第 9 節　代替輸送

- 被災地住民等の利便性の確保、全国的な輸送システムの維持等を図る観点から、関係省庁、地方公共団体と密接に連携し、陸・海・空の各輸送モードを活用した被災地内輸送、被災地を発着地とする輸送、被災地を通過する輸送に係わる代替輸送が円滑に実施されるよう、関係公共機関、関係事業者に対し、必要な指導、調整を行う。
- また、国際輸送、幹線輸送の拠点である港湾及び空港について、他の地域や他のモードからの旅客、貨物のシフトに対応できるよう、運営面を含めた受入体制の整備を図る。このほか、代替輸送に対する支援措置を講じるよう努める。

第 10 節　二次災害の防止対策

- 二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。また、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、被災のおそれのある施設等の除去等の措置を講じる。
- 災害によって河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設が被災した場合、浸水被害の発生、拡大を防止するための水防活動及び緊急災害復旧工事を実施するものとする。
- 河川、海岸、港湾施設等が決壊し、被災施設、被災施設に隣接する一連の施設又はその背後地に大きな被害を与えているため又はそのおそれが大きいため緊急に施工を要する場合は、決壊防止工事を実施するものとする。
- 地盤の緩み等により二次的な土砂災害の危険性が高まっている箇所について、必要に応じ砂防ボランティアや斜面判定士の協力を得る等して、二次的な土砂災害の危険性に関して調査点検を実施するとともに、その結果に基づき計画的に土砂災害防止対策を行うものとする。

○ 地すべりなどの二次災害による被害の拡大や社会不安の増大を防止するため、危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行うため、係官を現地に派遣し技術的な指導を行うものとする。また、必要に応じて外部の専門家を派遣し指導・助言を得るものとする。

第 11 節　ライフライン施設の応急復旧

○ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

○ 迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

○ 災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、必要な応急対策活動を依頼するものとする。

○ 水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとし、損傷その他の異状があることを把握したときは、仮設配管の設置その他水道の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。なお、水道の供給が不可能となった場合は、日本水道協会等と連携し、給水車の派遣を支援するものとする。

○ 下水道については、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ作成された計画に基づき、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。また、施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとし、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、トイレの確保について支援するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町村等の下水処理場で処分できるよう支援するものとする。

○ 可能な限り応急復旧に係る手続きを簡素化し、ライフライン施設の速やかな機能回復を支援するものとする。

第 12 節　地方公共団体等への支援

○ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用し、被災地方公共団体等が行う、被災状況及び被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策、

施設・設備の応急復旧活動、交通の確保等に対する支援を行うものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が、被災状況調査を実施する場合には災害対策用ヘリコプター、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

○ 基幹的広域防災拠点において、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の部隊の救助・救命活動への支援を行うものとする。

○ 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、リエゾンの派遣等により当該地方公共団体等との連絡体制を確保した上で、以下の事項について支援を行うものとする。

第１　情報収集、資機材の提供等

○ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、無人航空機、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする

○ 地方運輸局等は交通施設等の被害状況、公共交通機関の運行（航）状況等の応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行うとともに、適宜、地方公共団体等に伝達し、情報の共有化を図るものとする。

○ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとする。

○ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとする。

第２　避難活動

○ 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難場所、避難路の状況、土砂災害警戒区域等の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関して、必要な指導・助言等を行うものとする。

○ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとする。

第３　応急仮設住宅の建築支援等

○ 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとする。

○ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとする。

○ 建設用地の確保及び建設支援のため、国土交通省、地方自治体等から要員の派遣の調整等を行う。

○ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないよう、都道府県等に対し、土砂災害警戒区域等の位置等必要な情報の提供を行うものとする。

第４　飲料水の確保、支援等

○ 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。

○ 必要に応じ、都市公園等内の井戸の利用について助言を行うものとする。

○ 被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。

第５　消防活動への支援

○ 必要に応じ、使用可能な消火栓、都市公園内の水泳プール、池及び井戸水、下水道の高度処理水や雨水貯留施設の貯留水、河川水及び海水の利用について助言を行うものとする。

第 13 節　被災者・被災事業者に対する措置

第１　被災者等への対応

○ 地方整備局等は、必要に応じ被災者及びその家族の対応に専任する要員を配置するとともに、関係機関が災害救助法等に基づいて行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行うものとする。

○ 本省及び地方支分部局等の管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおい

て、地方公共団体と協力し、被災者の受入に努める。

○ 関係公共機関、関係事業者に対しその管理する土地、施設で避難場所としての活用が可能なものにおいて、必要に応じ地方公共団体と協力し、被災者の受入れを要請する。

○ 被災者を一時的に避難させるため、既存公営住宅等の空家を活用する。また、必要に応じて広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、被災者に対し、公営住宅等に関する情報提供を行う。

○ 被災地方公共団体からの依頼に基づき、自らまたは所管の特殊法人が管理する土地、施設を被災者等の仮設住宅用地、宿泊施設等として提供するよう努める。

○ 被災地方公共団体から関係公共機関、関係事業者に対し、船舶、ホテルを活用した宿泊施設や炊事・入浴サービスの提供等を要請できるよう必要な情報提供を行う。

また、被災地方公共団体と関係公共機関、関係事業者の間で支援措置の実施に係わる交渉が円滑に行われるよう、必要な指導・助言を行う。

○ 支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○ 被災地方公共団体が被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、要請がなくても、被災地方公共団体に対し、供給する物資を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとするほか現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

○ 首都圏を始めとする大都市圏において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

第２　被災地の住民、事業者に対する特例措置の提供

○ 被災地の状況に鑑み、必要に応じ、車検の有効期間の延長、近隣の運輸支局での車検の実施、船舶検査証書の有効期間の延長等被災地の住民に対し、交通行政サービスに係わる特例措置を提供するよう努める。また、被災地以外の地域での営業活動を認めるなど被災地の事業者に対し、免許制度等に係わる法令の弾力的運用を行うよう努める。

○ 災害の発生に伴い生じる影響については、直接被災していない住民、事業者等に対しても及ぶ可能性があることを考慮し、安全面に配慮した上で特例措置や法令の弾力的運用、広報等の必要な措置を迅速に講じるものとする。

第３　適切かつ公正な輸送サービスの提供

○ 被災地において、適切かつ公正な輸送サービスが提供されるよう、関係公共機関、関係事業者等による輸送活動、被災者に対する支援措置、輸送サービスに係わる特例措置等についての相談窓口を設置するとともに、窓口に寄せられた問合せ、苦情、要望等には、迅速かつ的確に対応するよう努める。

○ 不公正な輸送活動や便乗値上げ等に対する監視を強化するとともに、不公正な活動を行った事業者に対しては、速やかに行政処分を行う。

第 14 節　災害発生時における広報

○ 一般住民や被災者の家族、訪日外国人等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。

○ 特定本部等は、情報の公開、広報活動の内容等について、関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。

○ 地方支分部局は、あらかじめ整備された災害発生時における広報に関するマニュアルに基づき、広報活動を的確に行うものとする。

第 15 節　自発的支援への対応

○ 防災に関するボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう整備し、ボランティアの申入があった場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とも調整の上、予め定めた対応方針に基づき、ボランティアの受入が速やかに行われるよう努める。

○ 災害応急対策等に従事するボランティアの育成、指導にあたるとともに、そのリーダーとなる人材の活用等に努めるものとする。

○ 海外からの支援の申入があり、政府本部等が受入の可否、要否について判断を行う場合には、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者とともに、必要な協力を行う。同本部等が受入を決定したときには、予め定めた対応方針及び同本部等の策定した計画に基づき、支援の受入が速やかに行われるよう努める。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、ボランティアに係わる要員、物資の被災地への輸送、被災地内での輸送等が円滑に行われるよう所要の支援措置を講じる。

○ 海外からの支援を受け入れる場合には、自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業

者を指導・助言して、援助要員、援助物資の国内までの輸送、被災地への輸送、被災地内での輸送が円滑に行われるよう、所要の支援措置を講じる。

第３章　災害復旧・復興

第１節　災害復旧・復興の基本方針

- 地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方向を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導・助言を行うものとする。
- 被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は、速やかに検討の上、適切に対処するものとする。
- 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、広域的な相互応援体制の下、被災した交通施設等の本格的な機能復旧を速やかに進める。
- 政府の復興対策本部が設置された場合には、職員を参加させるとともに、同本部と密接な連携の上、被災地方公共団体に対する復興支援を行う。
- 著しく異常かつ激甚な災害が発生し，緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体の長から要請があり，かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは，その事務の遂行に支障のない範囲で，当該地方公共団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は一級河川若しくは二級河川以外の河川で市町村長が指定し、管理を行うもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、都道府県知事等又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を当該都道府県知事等又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該都道府県知事等又は市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。
- 災害が発生した場合において、都道府県知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、都道府県知事等又は市町村長から要請があり、かつ当該都道府県等又は市町村における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力

を要する維持を当該都道府県知事等又は市町村長に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該都道府県知事等又は市町村長に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

○ 指定区間外の国道の災害復旧に関する工事について、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、都道府県等に対する支援を行う。

○ 都道府県道又は市町村道について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

第２節　災害復旧の実施

第１　災害復旧工事の早期着手

○ 被害の拡大防止や二次被害の防止、交通の確保等のため、迅速に応急工事を実施するものとする。

○ 地方公共団体が実施する河川、道路等の公共土木施設の災害復旧工事は、国土交通省の査定を待たずに被災直後から工事着手が可能であり、この際に事前の承認や届出は一切不要であることを地方公共団体等に周知するものとする。

第２　査定の早期実施

○ 災害発生後は速やかに査定を実施して事業費を決定するものとする。

○ 緊急災害対策派遣隊の派遣あるいは災害査定官の緊急派遣により、現地において被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の助言を行い、自治体の災害復旧の支援を行うものとする。

○ 災害復旧工事と現地における査定を円滑かつ迅速に実行するため、地方公共団体からの要望に応じて、復旧工法等について随時打合せを行うものとする。

○ 大規模な災害の場合は、総合単価の使用範囲の引き上げや机上査定の適用範囲の引き上げ等の災害査定の簡素化を速やかに行うものとする。

○ 災害発生後、河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、上下水道、公園、空港、都市施設、住宅、宅地等の早期復旧のため、できる限り速やかに被害を把握し、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため必要な応急工事を実

施する等、早期復旧に努めるものとする。

第３　災害復旧の推進

○ 災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

○ 年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

○ 災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて指導・助言のため職員を派遣するものとする。所管公共土木施設の被災により生じたがれきや宅地に堆積した土砂の処理に当たっては、関係機関が緊密に連携し、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

○ がれき、土砂等災害に伴い発生した物の輸送が円滑かつ効率的に行われるよう、輸送ルートの設定、輸送時間帯の調整等の実施に努める。この場合、復興物資の円滑な輸送に支障が生じないように、十分配慮する。また、港湾等所管の交通施設等におけるがれき等の受入にも可能な限り協力を行う。

○ 災害廃棄物の仮置場の確保に向けて、国土交通省と環境省が連携して港湾内の仮置場候補地を被災地方公共団体に情報提供するとともに、リサイクルポート推進協議会に対して災害廃棄物が受入可能な処理施設の情報提供を依頼するものとする。

○ 復興物資の円滑かつ効率的な輸送が実施されるよう、関係省庁に適切な交通規制の導入を要請するほか、陸・海・空の各モードを活用した輸送ルートの設定、関係公共機関、関係事業者間、モード間の調整等の実施に努める。また、被災地を通過する事業用の車両が復興物資の円滑かつ効率的な輸送に著しい支障となっている場合等において特に必要と認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り迂回ルートを活用するよう要請する。

○ このほか、被災地住民の健康管理のために特に必要があると認めるときは、関係公共機関、関係事業者に対し、可能な限り騒音、振動、粉塵の発生の低減等に配慮するよう要請する。

第４　再度災害の防止

○ 公共土木施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように、地方公共団体等に助言を行うものとする。

○ 河道の埋塞の著しい場合は、再度災害を防止するため、速やかに除去する等、適切な対策を

講ずるものとする。

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

第３節　復旧・復興資機材の安定的な確保

○ 災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

○ 復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

第４節　都市の復興

第１　計画的復興への支援

○ 大規模な災害により公共施設や建築物等が被災し、社会経済活動に甚大な障害が生じた地域においては、その再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境の形成を目指し、計画的に都市の復興を推進するものとする。

○ 被災地方公共団体が復興計画の策定、推進を行うにあたっては、被災地の復興に資するとともに、発災時に有効に機能し得るような交通ネットワークの整備、交通施設等の耐災害性の強化、避難場所・防災拠点としての活用等の観点から必要な協力を行う。

○ 復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法、建築基準法による建築制限等について必要に応じて助言を行うものとする。

○ 特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり，かつ，地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で，当該地方公共団体に代わって，円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

第２　復興まちづくりへの支援

○ 復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

○ 住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るよう努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を推進するものとする。

第３　復興事前準備への支援

○ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニング、復興まちづくりの目標と実施方針の検討などの

復興事前準備の取組を推進する。

第５節　借地借家制度等の特例の適用

○ 災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第２条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用することにより、借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るものとする。

○ 必要に応じ非常災害があった場合の建築基準法の制限の緩和措置を活用するものとする。

第６節　被災者の居住の安定確保に対する支援

第１　公営住宅の整備等

○ 災害が発生した場合には、被災者の居住の安定を図るため、地域の住宅事情を踏まえつつ、公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅の速やかな供給を推進するものとする。特に、一定規模以上の住宅被害を受けた場合においては、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、災害公営住宅の整備を推進するものとする。

○ 事業主体による公営住宅、地域優良賃貸住宅その他の公的賃貸住宅における家賃の低廉化について、その費用の一部を助成するものとする。特に、災害公営住宅における家賃の低廉化については、補助率の引き上げによる地方負担の軽減を通じて、入居者の居住の安定確保を推進するものとする。

○ 事業主体において公営住宅等を目的外使用し、被災者を一時的に入居させた場合、その後、入居者資格を有する被災者については、必要に応じて、特定入居を行うよう、事業主体に対して要請を行うものとする。なお、災害が大規模な場合にあっては、当該災害により住宅が滅失した被災者等について、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第１４号）第２１条の規定により、公営住宅の入居者資格が緩和される。

第２　危険区域における住宅再建

○ 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害の発生箇所や地盤の緩み等による二次的な土砂災害のおそれのある箇所について、調査を実施し、必要箇所をそれぞれ砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊防止区域に指定して、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、これらの指定地や被害想定区域内における住宅の再建に当たっては、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく行為制限の適切な実施並びに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく、建築物の構造

の規制及び移転の勧告等の措置を講ずるなど、適正な土地利用の誘導を図るものとする。

第３　住宅金融支援機構による融資

○ 被災者の自力による住宅の再建等を支援するための住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び既往債務者に対する救済措置を迅速かつ円滑に実施するために、融資の対象地域及び融資開始の時期の決定並びにその周知等の必要な措置について、当該機構に要請するものとする。

第４　被災者等に対する相談機能の充実

○ 被災地方公共団体等と連携して、被災者を対象とする総合住宅相談所を開設し、被災者の住宅復興等に関する相談に応じるものとする。

○ 住宅金融支援機構において、被災者を対象に、現在、住宅金融支援機構へ返済中の融資の取扱いや災害復興住宅融資についての相談及び情報提供を実施するよう、当該機構に要請するものとする。

○ 被災建築物等の復旧について住民等から相談を受けた場合に、被災地方公共団体等と連携して、復旧方法等についての指導を行うものとする。また、必要に応じ関係団体に協力を要請するものとする。

第７節　被災事業者等に対する支援措置

○ 被災した交通施設等の本格復旧にあたっては、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者に対し、必要に応じて、復旧に必要な技能を有する職員（所管の特殊法人の者を含む。）を派遣する等技術的な支援を行うほか、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 被災した交通施設等の地区別の復旧予定時期に関する情報を速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。

○ 被災した地方公共団体、関係公共機関、関係事業者の復興を促進するため、事業者等の要望の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、必要に応じて、財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。

○ 自らまたは地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を指導・助言して、地方公共団体の復興計画に盛り込まれた交通関連施策の具体化を図るとともに、必要に応じてこれらの施策の具体化のために必要な財政上、金融上、税制上の支援措置を検討する。